

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		身体障害者手帳の再交付
根拠条例・規則名		身体障害者福祉法施行令
条 項		第 1 0 条第 1 項、第 3 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話 : 048-829-1305)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市身体障害者程度認定基準
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	経由期間 5 日 (各区福祉事務所長を経由)、交付及び発送期間 1 0 日、計 1 5 日
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		